

1 都市再生緊急整備地域とは

「都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域」として、都市再生特別措置法に基づき、国が政令で定める地域のことです。

都市再生緊急整備地域内では、民間開発に係る建築制限の規制緩和や金融支援、税制支援等の特例の活用が可能となるなど、官民協働により都心エリアのまちづくりを進めていくことができます。

新潟市では、以下に示す新潟駅周辺地区、万代地区、万代島地区、古町地区を含む153haの区域が令和3年9月に「新潟都心地域」として指定されました。

